40067

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団中村眼科

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県県山口市小郡明治一丁目２番６号

(3) 設立認可年月日　　平成９年４月２４日

(4) 設立登記年月日　　平成９年５月１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	中村　旭男	医療法人社団中村眼科　管理者
理　事	中村　恵子	
同	一二三　圭李	
監　事	松浦　辰行	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団中村眼科	35/７６１０８０８	山口県県山口市小郡明治一丁目２番６号	一般病床０床 療養病床０床 [医療保険０床] [介護保険０床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備　　考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実施場所	備　　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月３１日　　令和５年度決算の決定

令和７年３月３１日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団中村眼科
所在地　山口県県山口市小郡明治一丁目２番６号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１．資　産　額　59,010 千円
２．負　債　額　78,208 千円
３．純　資　産　額　△ 19,198 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		16,713
B 固定資産		42,297
C 資産合計	（A＋B）	59,010
D 負債合計		78,208
E 純資産	（C－D）	△ 19,198

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人社団中村眼科
所在地　山口県県山口市小郡明治一丁目２番６号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　７年　３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	16,713	Ⅰ 流動負債	43,659
Ⅱ 固定資産	42,297	Ⅱ 固定負債	34,549
1 有形固定資産	39,744	（うち医療機関債）	
2 無形固定資産	1,739	負債合計	78,208
3 その他の資産	813	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 出資金	10,000
		Ⅱ 利益剰余金	△ 29,198
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 19,198
資産合計	59,010	負債・純資産合計	59,010

様式４－２

法人名　医療法人社団中村眼科
所在地　山口県県山口市小郡明治一丁目２番６号

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	89,584
２　事業費用	102,598
本来業務事業損失	13,014
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	
Ⅱ　事業外収益	2,679
Ⅲ　事業外費用	0
経常損失	10,335
Ⅳ　特別利益	77
Ⅴ　特別損失	71
税引前当期純損失	10,328
法人税等	71
当期純損失	10,399

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団中村眼科
理事長　中村旭男　殿

私は、医療法人社団中村眼科の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月３１日
医療法人社団中村眼科
監事　松浦　辰行